

平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成25年 7月 1日
国立大学法人富山大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成24年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

⑤建築物の設計に係る契約については、富山大学総合研究棟改修（薬学系）設計業務（建築）・（設備）、富山大学講義棟改修設計業務、富山大学総合研究棟（人間発達系）設計業務、富山大学生命科学先端研究センター動物棟改修設計業務（建築）・（設備）、富山大学附属病院中診・外来棟改修その他基本設計業務、富山大学杉谷団地基幹整備（中央機械室ボイラー更新等）設計業務について、二酸化炭素排出量削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に評価し最も優れた提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を実施した。

なお、①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達及び④省エネルギー改修事業（ESCO事業）については該当する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

法人内において、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図る。